資料編





1 計画策定の経過

日程	会議名等、内容
令和2年 7月20日	坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議(第1回) ・坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査について(意見照会)
7月30日	坂戸市男女共同参画審議会(第1回) ・坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査について
10月14日~31日	男女共同参画に関する市民意識調査の実施
令和3年 2月12日	坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議(第2回) ・坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(案)について(意 見照会)
2月12日	坂戸市男女共同参画審議会(第2回)《書面会議》 ・坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査報告書(案)について
5月26日	坂戸市男女共同参画基本計画策定部会(第1回)《書面会議》 ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画について
7月6日	坂戸市男女共同参画基本計画策定部会(第2回)《書面会議》 ・基本計画の数値目標について
7月6日	坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議(第1回)《書面会議》 ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画について
7月15日	坂戸市男女共同参画審議会(第1回) ・諮問 ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画策定について
9月24日	坂戸市男女共同参画基本計画策定部会(第3回)《書面会議》 ・主な取組について
10月27日	坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議(第2回)《書面会議》 ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画素案(案)について
10月27日	坂戸市男女共同参画基本計画策定部会(第4回)《書面会議》 ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画素案(案)について
11月9日	坂戸市男女共同参画審議会(第2回) ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画素案(案)について
令和4年 1月7日~2月7日	第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)「さかど男女共同参画 プラン」(素案)に対する意見・提案募集(市民コメント)の実施
2月17日	坂戸市男女共同参画審議会(第3回)《書面会議》 ・市民コメントの結果について ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)「さかど男女共同参 画プラン」案について ・答申案について
2月22日	坂戸市男女共同参画審議会 答申
3月1日	坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議(第3回)《書面会議》 ・市民コメントの結果について ・答申について



2 市民意識調査の概要

(1)調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、第4次坂戸市男女共同参画基本計画の策定や今後の施策推進のための基礎資料とすることを目的として、「坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

(2)調査の方法

調査地域	坂戸市全域
調査対象	市内在住の 18 歳以上の男女 2,000 人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送またはインターネットでの回収
調査期間	令和2年10月14日~10月31日

(3)調査内容

- 男女平等意識について
- 家庭生活について
- 学校における男女平等教育について
- 就労について
- 暴力について
- 社会参加について
- 防災について
- 男女共同参画推進施策について
- 性の多様性について

(4)回収結果

		標本数	有効回収数	有効回収率
合	計	2,000	679	34.0%



3 審議会への諮問及び答申

(1)諮問書

坂人発第98号令和3年7月15日

坂戸市男女共同参画審議会 会長 様

坂戸市長 石川 清

第4次坂戸市男女共同参画基本計画の策定について(諮問)

第4次坂戸市男女共同参画基本計画を策定したいので、坂戸市男女共同参画 推進条例(坂戸市条例第14号)第11条第2項の規定に基づき、貴審議会の 意見を求めます。



(2) 答申書

令和4年2月22日

坂戸市長 石川 清様

坂戸市男女共同参画審議会 会 長 蓼 沼 康 子

第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)「さかど男女共同参画プラン」の策定について(答申)

令和3年7月15日付け坂人発第98号により諮問のありました第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)「さかど男女共同参画プラン」の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

答申

第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)「さかど男女共同参画プラン」の 案について男女共同参画社会実現に向けての施策を推進するための計画として適切 であると考えます。



4 坂戸市男女共同参画審議会運営規則及び委員名簿

(平成 16 年 12 月 21 日規則第 32 号)

最終改正:平成27年3月25日規則第11号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、坂戸市男女共同参画推進条例(平成16年坂戸市条例第14号)第18条第1項の規定に基づき設置された 坂戸市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第3条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
- 第4条 審議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



坂戸市男女共同参画審議会委員名簿

(令和2年度・3年度)

	(令相2年度・3年度)	
氏名	所属、役職	選出区分
南沢理子	坂戸市PTA連合会	間は日仕の心主者
杉江律子	勤労女性センター利用団体「リー ベントークサロン」	関係団体の代表者
柴 﨑 利 美	坂戸市立上谷小学校長	
長谷川 靖 (~令和3年6月30日)	埼玉県立坂戸西高等学校長	
井 上 正 明 (令和3年7月1日~)	埼玉県立坂戸高等学校長	学識経験者
◎ 蓼 沼 康 子	城西短期大学教授	丁 一 以 小王 <i>阅</i> 火 石
田 中 久 子 (~令和3年6月30日) 小 林 陽 子 (令和3年7月1日~)	女子栄養大学教授	
平 野 雅 子 (~令和3年6月30日) 片 倉 靖 子 (~令和3年7月30日) 伊 藤 美 喜 (令和3年7月1日~)	市民公募	市民の代表者
野村浩代	坂戸保健所保健予防推進担当部長	
向 井 宏 倫 (~令和3年6月30日) 戸 口 将 之 (令和3年7月1日~)	西入間青年会議所	士目が公冊し初み?老
小谷野 健 史	坂戸市人権擁護委員	市長が必要と認める者
山 﨑 静 男	さくら保育園	
関口久美子	介護者の会さかど	

◎:会長



5 坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議設置規程及び委員名簿

(昭和60年9月1日訓令第3号)

最終改正:平成27年3月25日訓令第5号

(設置)

第1条 坂戸市における男女共同参画に関する施策について、関係部課相互の連絡調整及び総合的かつ効果的な対策を推進するため、坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

- 第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 男女共同参画に関する施策について関係部課との調整に関すること。
 - (2) その他女性に関する施策について必要と認められること。

(組織)

- 第3条 連絡会議は、次に掲げる職員をもって組織する。
 - (1) 総務部長
 - (2) 市職員のうちから市長が指名する者
- 2 連絡会議に会長を置く。
- 3 会長は、総務部長をもって充てる。

(会長の職務)

- 第4条 会長は、会務を総理する。
- 2 会長に事故あるときは、会長が指定する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 連絡会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、総務部人権推進課において処理する。 (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年訓令第1号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年訓令第3号)

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成10年訓令第5号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年訓令第5号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年訓令第5号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。



坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議委員名簿

(令和3年度)

	所 属	職名
総務部		部長
総合政策部	政策企画課	課長
"	広報広聴課	課長
総務部	防災安全課	課長
"	職員課	次長兼課長
"	人権推進課	課長
市民健康部	市民生活課	課長
"	市民健康センター	副参与兼所長
福祉部	福祉総務課	参事兼課長
"	子育て支援課	次長兼課長
"	保育課	副参与兼課長
"	高齢者福祉課	課長
"	障害者福祉課	課長
環境産業部	農業振興課	次長兼課長
"	商工労政課	課長
教育委員会	事務局 学校教育課	課長
//	社会教育課	課長
//	スポーツ推進課	課長



6 坂戸市男女共同参画基本計画策定部会設置要領及び委員名簿

(令和3年4月5日市長決裁)

1 設置

男女共同参画社会の推進を目指した第4次坂戸市男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)の策定を行うため、坂戸市男女共同参画基本計画策定部会(以下「部会」という。)を設置する。

2 所掌事務

部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の素案の策定に関すること。
- (2) その他基本計画に関し必要と認めること。

3 組織

- (1) 部会は、部会員20人以内で組織する。
- (2) 部会員は、坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議委員の所属する課の課長補佐又は係長の職にある者(課長補佐又は係長の職にある者がいない場合は、主任の職にある者)で、当該所属長が推薦する者をもって充てる。
- (3) 部会に部会長を置き、総務部人権推進課長の職にある者をもって充てる。
- (4) 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- (5) 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する部会員がその職務を代理する。

4 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- (2) 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

5 設置期間

部会の設置期間は、基本計画策定完了の日までとする。

6 庶谿

部会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

7 委任

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。



坂戸市男女共同参画基本計画策定部会委員名簿

(令和3年度)

所 属	職名	
総合政策部	政策企画課 係長	
	広報広聴課 係長	
	防災安全課 係長	
総務部	職員課課長補佐	
	人権推進課 課長	
市民健康部	市民生活課 課長補佐	
中の東海の	市民健康センター 課長補佐	
	福祉総務課 係長	
	子育て支援課 係長	
福祉部	保育課 係長	
	高齢者福祉課 課長補佐	
	障害者福祉課 課長補佐	
環境産業部	農業振興課 課長補佐	
· 块块连来即	商工労政課 課長補佐	
	学校教育課 係長	
教育委員会事務局	社会教育課 課長補佐	
	スポーツ推進課 係長	



7 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正: 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平 等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際 社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた が、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。(定義)
- **第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
 - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成 員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野におけ る活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政 治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することがで き、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の (国民 格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれ 第十条 か一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 ゆる分! (男女の人権の尊重) の形成は
- 第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳 が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受け ないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され

ることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行 われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

- 第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。(政策等の立案及び決定への共同参画)
- 第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。 (家庭生活における活動と他の活動の両立)
- 第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、 相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その 他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割 を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことがで きるようにすることを旨として、行われなければならない。 (国際的協調)
- 第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における 取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参 画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。 (国の責務)
- 第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。



(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措 置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の 状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会 の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基 本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定める ものとする。
 - ー 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必 要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女 共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければ ならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったと きは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければな らない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準 用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計 画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は 市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞 なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成 に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに 当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければなら ない

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。(調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画 社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究 を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に 促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男 女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進 を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。



- 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 する事項を処理すること。
- 臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議する
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があ ると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、 意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関す 2 る施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参 画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認める ときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べ ること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大 臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者 のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十 分の五未満であってはならない。
- 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の 数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であっては ならない。
- 第一項第二号の議員は、非常勤とする。 (議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。 ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。 (資料提出の要求等)
- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があ ると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査 に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他 必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると 認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要 な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員 その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大 **第二条** 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、 廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法 (以下「旧審議会設置法」という。) 第一条の規定により置か れた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により 置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規 定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、 この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審 議会の委員として任命されたものとみなす。この場合におい て、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条 第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員と しての任期の残任期間と同一の期間とする。
- この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規 定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は 同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞ れ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により 審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により 審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものと みなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号)抄 (施行期日)

- この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十 一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二
 - 十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日 (職員の身分引継ぎ)
- 第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外 務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、 運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条に おいて「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第八条の審議会等の会長又 は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査 会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定 めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限 り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、 総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下 この条において「新府省」という。) 又はこれに置かれる部 局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が

附 則 抄

(施行期日)



属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この 法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

最終改正:令和元年6月26日法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平 等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が 行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む 重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ず しも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の 被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である 女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害 し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を 図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護す 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項 るための施策を講ずることが必要である。このことは、女性 に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取 組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立 支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者 生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又は これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及 び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称す る。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後 に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に あっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に 対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受 けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていない が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」に は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情 にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含 むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止する とともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な 保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び 厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大 臣」という。) は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次 条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定め なければならない。
- の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針 となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本 的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとす るときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければ ならない。
- からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県に おける配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施 策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道 府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるも
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施に関する重要事項



- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、 かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配 偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施 に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計 画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本 計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し なければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その 他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援 センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当 該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果た すようにするよう努めるものとする。
- 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止 通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 佐師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配 では当まれて、
 一被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること の場合の表力によって負傷し又は疾病にかかったと認めら
 - 又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理 学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の 促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を 行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の 提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の 提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこ と
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は 厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものと する
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。



(婦人相談員による相談等)

かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配 **第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行 個者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施 うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配 偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認めら れる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援セン ター又は警察官に通報することができる。この場合において、 その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により 通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報 又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う 業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保 護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行う

ものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告 知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。) を受け た者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの 身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者か らの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴 力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消 された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き 受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同 じ。) により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者 である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力 (配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当 該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。 同号において同じ。) により、その生命又は身体に重大な危 害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立 てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止 するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は 生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又は その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であっ た者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第 一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ず るものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申 立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共に する場合に限る。
 - 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。

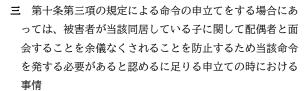
- 以下この号において同じ。)その他の場所において被害者 の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他そ の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、 又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を 除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて 送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、 又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - **七** その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、 図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺に



- つきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通 常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ず るものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、 その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親 族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者 (被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除 く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号におい て「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は 乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被 害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なく されることを防止するため必要があると認めるときは、第一 項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所 は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加え られることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力 が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日か ら起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居 (当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下 この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の 身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他そ の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを 命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を 除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十 五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その 法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、 相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れな いときは居所) の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げ る地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - ー 申立人の住所又は居所の所在地
 - 命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以 下「保護命令」という。) の申立ては、次に掲げる事項を記 載した書面でしなければならない。
 - 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫 を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの 生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に 対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるお それが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情



- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあ っては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会するこ とを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する 必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、 前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保 護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員 の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イか らニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、 同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の 供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三 号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなけ ればならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、 速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことが できる審尋の期日を経なければ、これを発することができな い。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての 目的を達することができない事情があるときは、この限りで ない。
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項 の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援 センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は 援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られ た措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。こ の場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該 所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴 力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相 談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対 し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に 説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さ なければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする 場合には、理由の要旨を示せば足りる。



- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出 頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、 その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその 旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監 又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- **第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時 抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の 効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項ま での規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当 該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- **5** 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り 消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による 命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも 取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告 裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立て をした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消 さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第 四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令 が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、

- 同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合に ついて準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域 内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことが できない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法



務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項 (第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する 手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、 配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要 な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止 に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるも のとする。

(調査研究の推進等)

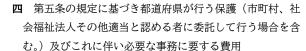
第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導 の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関 する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及 び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、 必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- **第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準 を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談 員が行う業務に要する費用



2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び 第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、 同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、 生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類 する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にあ る相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する 暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力 等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあって は、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴 力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。 この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」と あるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの 暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に 読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八 条の二に規定する 関係にある相手か らの暴力を受けた 者をいう。以下同
		じ。)
第六条第一項	配偶者又は配	同条に規定する関
	偶者であった	係にある相手又は
	者	同条に規定する関
		係にある相手であ
		った者
第十条第一項から第	配偶者	第二十八条の二に
四項まで、第十一条		規定する関係にあ
第二項第二号、第十		る相手
二条第一項第一号か		
ら第四号まで及び第		



十八条第一項		
第十条第一項		第二十八条の二に
		規定する関係を解
	取り消された	消した場合
	場合	

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年 を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項に

- おいて「旧法」という。) 第十条の規定による命令の申立て に係る同条の規定による命令に関する事件については、なお 従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途 として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その 結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号)

₹.

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶 者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の 規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関す る事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 技 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の 改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条 並びに第十九条の規定 公布の日
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十 二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六 年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に 伴い必要な経過措置は、政令で定める。



附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日 (その他の経過措置の政令への委任)
- 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い 必要な経過措置は、政令で定める。 (検討等)
- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

最終改正:令和元年6月5日法律第24号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の 職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重され るべきものであることに留意されなければならない。 (国及び地方公共団体の責務)
- 第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活 における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第 一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職 業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及

びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組に関する基本的な事項
 - **三** 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援 措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する 施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活 躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- **4** 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったと きは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。



- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められている ときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該 市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進 に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計 画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進 計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し なければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主 が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的 かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定 次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一 項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行 動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主 行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につ き、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとす
 - 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容 に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動 計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ を公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」 という。) であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超 えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主 行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を 定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に 届け出なければならない。これを変更したときも、同様とす
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
 - 一 計画期間
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施 により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定 め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めると ころにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男 女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にあ る労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業におけ る女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性 の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情に ついて分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなけ ればならない。この場合において、前項第二号の目標につい ては、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継 続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にあ る労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定 量的に定めなければならない。
- め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところによ り、これを労働者に周知させるための措置を講じなければな
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定 め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところによ り、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基 づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定めら れた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以 下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主 行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生 労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更 したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行 動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項 から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事 業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ 準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による 届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で 定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活 における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の 状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める 基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
 - (認定一般事業主の表示等)
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業 主」という。) は、商品、役務の提供の用に供する物、商品 又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の 厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項におい て「商品等」という。) に厚生労働大臣の定める表示を付す ることができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項 の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。 (認定の取消し)



- **第十一条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいず れかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができ る。
 - → 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。 (特例認定一般事業主の表示等)
- **第十四条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。 (特例認定一般事業主の認定の取消し)
- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号の いずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すこと ができる。
 - 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
 - **二** 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めると *
 - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づ く命令に違反したとき。
 - **五** 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。 (委託募集の特例等)
- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせよ

- うとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集 に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律 第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該 構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届 出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、 第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第 一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条 の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は 前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者につ いて、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労 働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法 第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する 同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準 用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働 者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活に おける活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による 届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、 又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の 適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とある のは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようと する者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とある のは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平 成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届 出をして労働者の募集に従事する者」とする。



- 談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出を して労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、 雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、 これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導するこ とにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとす

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一 般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれら の規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行 動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主 行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他 の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれら の職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。) は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に 即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の 職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をい う。以下この条において同じ。) を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
 - 計画期間
 - 立 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施 により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しよ うとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した 職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、 勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の 割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活にお ける活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活 躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、 その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場 合において、前項第二号の目標については、採用する職員に 占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の 割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の 割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更した ときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講 じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更した ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画 に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
 - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施す るとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成す るよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省 令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとす る女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職 業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表 しなければならない。
 - その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する 職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資 する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定 めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性 の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活 における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともい ずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。 (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、 職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資する よう、その事務及び事業における女性の職業生活における活 躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならな
 - その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生 活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資す る勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するため の支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するた め、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必 要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進する ため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もう とする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、 関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措 置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、 その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令 で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事 務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して 知り得た秘密を漏らしてはならない。



(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関す る地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府 その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資す るため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別 の法律によって設立された法人であって政令で定めるものを いう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に 留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の 女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生 活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一 般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の 受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の 受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努め るものとする。

(啓発活動)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における 活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その 協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。 (情報の収集、整理及び提供)
- 第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組に資するよう、国内外における女性の職業生活におけ る活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提 供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活 における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方 公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。) は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条 第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例そ の他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活 用することにより、当該区域において女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるよ うにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協 議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内 において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされて いる場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として 加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、 協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項にお いて「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることによ り、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有 し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情

- に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に ついて協議を行うものとする。
- 令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。 (秘密保持義務)
- 第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従 事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知 り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運 営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要がある と認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認 定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項 に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指 導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

- 第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公 表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定す る一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽 の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主で ある第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定 による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれ に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 (権限の委任)
- 第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、 第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限 は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府 県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施の ため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- **第三十四条** 第十六条第五項において準用する職業安定法第四 十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労 働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下 の罰金に処する。
- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の 懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - → 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者



- 懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 - 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の 募集に従事した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条 第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、こ 第二項の規定による指示に従わなかった者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条 又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以 下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を 含む。)の規定に違反した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第 一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第 二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若し くは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽 の陳述をした者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条 第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用 人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十 四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者 を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑 を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報 告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

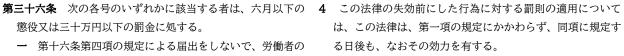
附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章 (第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六 章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、 平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効 力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事して いた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にか かわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得 た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含 も、なおその効力を有する。



(政令への委任)

- の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合におい て、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めると きは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づ いて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。た だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 行する。
 - 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正 規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

ニ・三略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一 項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九 条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同 条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」 に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育 児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十 四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十 条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二 十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、 附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条 (次号に掲げる規定を除く。) の規定、附則第十九条中高 年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律 第六十八号) 第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八 項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二 十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十 一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の 項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十 二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三 及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一 条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三 十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を 除く。) の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後 **第三十四条** この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっ ては、当該規定) の施行前にした行為に対する罰則の適用に ついては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行 に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の 安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定 並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
 - 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



10 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成 30 年 5 月 23 日法律第 28 号)

最終改正:令和3年6月16日法律第67号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選に よる公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長 官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣 補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選 による公職等」という。) にある者として国又は地方公共団 体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確 保されること(以下「政治分野における男女共同参画」とい う。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的 確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同 参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念に のっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、 その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を 明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推 進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治 分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、も って男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること を目的とする。

(基本原則)

- 第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、 参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、 政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候 補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補 者の数ができる限り均等となることを目指して行われるもの とする
- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する 施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の 措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

- 第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する 取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社 会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項におい て「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の 状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及 び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の 収集等」という。)を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に 関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的 障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収 集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。



(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附則(令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。



埼玉県男女共同参画推進条例

(平成 12 年 3 月 24 日条例第 12 号)

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、 男女平等の実現については、国際婦人年以来、国際連合が 「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組 んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目 指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条 約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及 び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに 基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成に は多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進 展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労 働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、 男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活にお ける参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いてい くためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念 にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分 野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。 ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すこと を決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らか にしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に 推進することにより、豊かで活力ある二十一世紀の埼玉を築 くため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を 定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女 共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めるこ とにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もっ て豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とす る。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自 らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画 社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に 責任を担うことをいう。

- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間 の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいず れか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手 方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相 手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

- 第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重 んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問 わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人と して能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴 力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを 旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役 割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会に おける活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよ う配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体に おける方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会 が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協 力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生 活における活動及び社会生活における活動に対等に参画する ことができるようにすることを旨として、行われなければな らない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健 康と権利が尊重されることを旨として、行われなければなら ない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組 と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の 推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。 (県の青務)
- 第四条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付 け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に のっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是 正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施す るものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び 県民と連携して取り組むものとする。
- する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、 及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上 の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行う に当たっては、男女が共同して参画することができる体制の



整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参 画の推進に関する施策に協力するように努めなければならな

(事業者の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地 域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画すると ともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協 力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第七条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女 性に対する暴力を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシ ュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固 定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想 させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めな ければならない。

(県の施策等)

- 第九条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進する ため、次に掲げる施策等を行うものとする。
 - るように、その支援を行うように努めること。
 - 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者 及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとす るあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進する ための措置を講ずるように努めること。
 - 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する 機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、 積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
 - 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあ っては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる 限り男女の均衡を図ること。
 - 止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に 応じた支援を行うように努めること。
 - 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極 的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
 - 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資 するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
 - 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及 び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究 を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

- 第十条 埼玉県男女共同参画審議会(第十二条第三項において 「審議会」という。) は、男女共同参画の推進に資するため 第十四条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共 に、次に掲げる事務を行う。
 - 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的 かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
 - 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、

必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。 (総合的な拠点施設の設置)

第十一条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施 し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援 するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

- 第十二条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的 かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基 本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものと する。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関す る施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を 聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。 (苦情の処理)
- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができ **第十三条** 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する 施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められ る施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要 因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住 所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において 「県民等」という。) からの申出を適切かつ迅速に処理する ための機関を設置するものとする。
 - 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策 若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施 策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害 する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に 申し出ることができる。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防 3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出 があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機 関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録 を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認める ときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を 行うものとする。
 - 4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された 旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対 し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要が あると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行 うものとする。

(年次報告)



同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書 を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第 十三条の規定は、同年十月一日から施行する。



坂戸市男女共同参画推進条例

(平成 16 年 6 月 24 日条例第 14 号) 旨として、行われなければならない。

日本国憲法には個人の尊重と法の下の平等がうたわれてお り、本市では昭和 51 年に市民一人ひとりがよりよいまちに するため人権を重んじるなどの5章を柱とする坂戸市民憲章 を制定した。これらを踏まえ、女性に対する差別の解消と地 位向上に向けた施策を展開し、男女共同参画の推進に取り組 んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに 基づく社会慣行は依然として存在し、真の男女平等の達成に はいまだ課題が残され、なお一層の努力が求められている。 ここに、私たちは、実質的な男女共同参画社会の実現を目 指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

- 第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴及び性に 定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、 男女共同参画の推進に関する市の施策について必要な事項を 定めることにより、男女共同参画を計画的に推進し、もって、 男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員とし て、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活 的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することがで き、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女 いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること をいう。
 - (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相 手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動によ り相手方の生活環境を害することをいう。
 - (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身 体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他の行為のこと をいう。
 - (5) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する法人そ 人のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重 んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問 第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシ わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人と して能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴 力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役 割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会に おける活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよ う配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、市における施策又は事業者におけ る方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確 保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協 力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の 家庭生活における活動及び就学、就労、その他の社会生活に おける活動に対等に参画することができるようにすることを 旨として、行われなければならない。
- 関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重 され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、 行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関 係を有していることを考慮して行われなければならない。 (市の責務)
- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」とい う。) にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合 的に策定し、及び実施するものとする。
- 動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共 団体、事業者並びに市民と連携し、率先して取り組むものと する.

(事業者の責務)

間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女の 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し 男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共 同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなら ない。

(市民の青務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地 域その他の社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に努め るとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策 に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

の他の団体又は市内に事務所若しくは事業所を有する個 第7条 学校教育等教育に携わる者は、男女共同参画の理念に 基づき男女共同参画社会の形成に向けた教育を行うよう努め なければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

ュアル・ハラスメントを行ってはならない。



2 何人も、ドメスティック・バイオレンス及び虐待を行って はならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固 定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等を助長し、 又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努 めなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の 推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作 成し、これを公表するものとする。

(基本計画)

- 第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的か つ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本 的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとす
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を 聴くとともに、坂戸市男女共同参画審議会に諮問しなければ 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表 するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。 (事業者及び市民の理解を深めるための措置)
- 第12条 市は、事業者及び市民に対し広報活動等を通じて、基 本理念に関する理解を深めるよう適切な措置を講じるものと 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。 する。

(積極的格差是正措置)

- 第13条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆ る分野における活動について、男女間に参画する機会の格差 が生じている場合、事業者及び市民と協力し、積極的格差是 正措置が講じられるよう努めるものとする。
- 2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合 にあっては、積極的格差是正措置を講じることにより、男女 の均衡を図るものとする。

(事業者及び市民の活動に対する支援)

第14条 市は、事業者及び市民が行う男女共同参画の推進に関 する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を 講じるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策等について、 総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努 めるものとする。

(相談窓口)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する総合相談窓口を設 置し、相談に応じるとともに必要な措置を講じるものとする。 (情報の収集及び分析)

- 第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実 施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。 (坂戸市男女共同参画審議会)
- 第18条 男女共同参画の推進に資するため、坂戸市男女共同参 画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女 共同参画の推進に関する重要事項を審議すること。
 - (2) 審議会の議決により、男女共同参画の推進に関する重 要事項について調査研究し、市長に意見を述べること。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者の うちから市長が委嘱する。
 - (1) 関係団体の代表者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市民の代表者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委任)
- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定め る。

附則

- (経過措置)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例(昭和31年坂戸町条例第15号)の一部を次のように改 正する。

〔次のよう〕略



13 男女共同参画のあゆみ

年	世界的な動き	全国的な動き	埼玉県の動き	坂戸市の動き
1975	· 国際婦人年(目標:平	・「婦人問題企画推進本		
(昭 50)	等、発展、平和)	部」設置		
	・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)「世			
	界行動計画」採択			
1976	・1976 年から 1985 年まで	・民法改正(離婚後婚氏		
(昭 51)	を「国連婦人の十年」	制度の新設)		
	とする			
1977		・「国内行動計画」策定		
(昭 52)		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
(10 02)		前期重点目標」発表		
1979	・国連第 34 回総会「女子			
(昭 54)	差別撤廃条約」採択			
1980	・「国連婦人の十年」中間	・民法改正(配偶者の相	・「婦人の地位向上に関	
(昭 55)	年世界会議(コペンハ	続分改正、寄与分制度	する埼玉県計画」策定	
	ーゲン)	新設)		
	・「国連婦人の十年後半期 行動プログラム」採択			
1981	[] 到 / L / / A]]木Jバ	・「国内行動計画後期重点		
(昭 56)		目標」策定		
1983				・総合振興計画に「婦人
(昭 58)				の地位向上」が位置付
(14 00)				けられる
1984	・「国連婦人の十年世界会	・労働省婦人少年局を婦	・「婦人の地位向上に関	
(昭 59)	議のためのESCAP地域政 府間準備会議」(東京)	人局に改称 ・総理府「国連婦人の十	する埼玉県計画」(修 正版) 策定	
	州刊平浦云峨」(朱 东)	年世界会議に向けての	正版/ 宋廷	
		全国会議」開催		
1985	・「国連婦人の十年」ナイ	・「国籍法」改正		・婦人問題連絡会議を設
(昭 60)	ロビ世界会議(西暦 2000年に向けての)「婦	・「男女雇用機会均等法」 公布		置
	人の地位向上のための	・「女子差別撤廃条約」批		
	ナイロビ将来戦略」採	准		
4053	択	<u> </u>	First 1 and hole to A dole 1	
1986		・高校の家庭科男女共修 決定	・「男女平等社会確立の ための埼玉県計画 策	
(昭 61)		・婦人問題企画推進本部	ための埼玉県計画」東 定	
		拡充:構成を全省庁に	, -	
		拡大、婦人問題企画推		
1007		進有識者会議開催		
1987 (昭 62)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定		・婦人問題意識調査を実 施
(PD 02)				,, <u>u</u>



年	世界的な動き	全国的な動き	埼玉県の動き	坂戸市の動き
1988 (昭 63)				・婦人問題懇話会を設置
1989 (昭和 64 /平元)	・「児童の権利に関する条 約」採択	・「婦人の現状と施策」報 告書第1回発表		・市民部に婦人青少年課 を設置
1990 (¥2)	・国連婦人の地位委員会 拡大会期 ・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のた めのナイロビ将来戦略 に関する第1回見直し と評価に伴う勧告と結 論」採択		・「男女平等社会確立の ための埼玉県計画」 (修正版)策定	・婦人問題懇話会活動誌 「あゆみ」刊行
1991 (平3)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」第1 次改定 ・「育児休業法」公布		・「男女平等社会を実現す るためにとるべき方 策」を諮問。答申は平 成4年 ・女性に関する意識調査 を実施
1992 (平 4)		・初の「婦人問題担当大 臣」誕生		
1993 (平 5)	・「女性に対する暴力撤廃 に関する宣言」採択	・パートタイム労働法施 行		・女性行動計画策定委員 会を設置
1994 (平 6)	・国際家族年 ・「開発と女性」に関する 第2回アジア・太平洋 大臣会議(ジャカル タ) ・国際人口・開発会議を カイロで開催	・「児童の権利に関する条約」批准 ・「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」 設置(政令) ・「男女共同参画推進本部 設置」		
1995 (平7)	・第4回世界女性会議: 平等、開発、平和のための行動(北京)「北京 宣言及び行動綱領」採 択	・「育児休業法」改正(介 護休業制度の法制化)	・「2001 彩の国男女共同 参画プログラム」策定	・「さかど女性プラン」を 策定
1996 (¥8)	・「第15回女子差別撤廃委 員会」ニューヨークで 開催 ・「第 83 回 ILO 総会」開 催。家内労働に関する 条約及び勧告を採択	・男女共同参画審議会答申「男女共同参画審議会答申「男女共同参画とジョン」・男女共同参画推進連絡会議(えがりてネットワーク)発足・「男女共同参画2000年プラン」策定		・情報誌「あした」を創刊
1997 (平 9)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」 改正 ・「介護保険法」公布		



年	世界的な動き	全国的な動き	埼玉県の動き	坂戸市の動き
1998		・男女共同参画審議会答		・市民環境部に女性政策
(平 10)		申「男女共同参画社会 基本法について」		課を設置 ・婦人問題懇談会を男女
		・女性 2000 年会議日本国		共同参画懇談会に名称
		内委員会設置		変更 ・婦人問題連絡会議を男
				女共同参画推進庁内連
1000	・「ESCAP ハイレベル政府	・「改正男女雇用機会均等		絡会議に名称変更
1999 (平 11)	間会議」(バンコク)	法」「育児・介護休業		
		法」全面施行		
		・「男女共同参画社会基本 法」公布・施行		
2000	・国連特別総会「女性	· 「男女共同参画基本計	・「埼玉県男女共同参画	・男女共同参画に関する
(平12)	2000 年会議:21 世紀に 向けての男女平等・開	画」策定	推進条例」制定	市民意識調査を実施
	発・平和」開催(ニュ			
	ーヨーク) ・「政治宣言」及び「北京			
	宣言及び行動綱領実施			
	のための更なる行動と			
2001	イニシアチブ」採択	・「男女共同参画会議」設		男女共同参画行動計画
(平13)		置		策定部会の設置
		・「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防		
		止及び被害者の保護に		
		関する法律」公布・施 行		
2002		13	・「埼玉県男女共同参画	・「さかど男女共同参画プ
(平14)			推進プラン 2010」策定 ・埼玉県男女共同参画推	ラン」を策定
			進センター「With You	
0000			さいたま」開設	七州北 州大田七井山
2003 (平 15)		・「次世代育成支援対策推 進法」公布・施行		・女性政策課を男女共生 課に名称変更
2004		・「配偶者からの暴力の防	・「With You さいたま女	「坂戸市男女共同参画推
2004 (平 16)		止及び被害者の保護に	性チャレンジ支援事	進条例」制定
		関する法律」の改正	業」実施	
2025	Mr. 10 [5] [5] [5] [7]		E As a company of the second o	
2005 (平 17)	・第 49 回国連婦人の地位 委員会(国連「北京+	・「男女共同参画基本計画 (第2次)」策定	・「さいたま輝き荻野吟 子賞」創設	・「男女共同参画社会の形 成の促進に関する施策
(1 17)	10」世界閣僚級会合)		7 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	の基本的な方向」を諮
	(ニューヨーク)			問。答申は平成 19 年 ・坂戸市男女共同参画審
				議会を設置
				・坂戸市男女共同参画基 本計画策定部会を設置
2006		・「育児・介護休業法」改	・「配偶者等からの暴力	今日四水だ印式で改画
(平 18)		正 ·「男女雇用機会均等法」	防止及び被害者支援基本計画し等字	
		・「男女雇用機会均等法」 改正	本計画」策定	



年	世界的な動き	全国的な動き	埼玉県の動き	坂戸市の動き
2007 (平 19)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のた	327030	・坂戸市男女共同参画基 本計画(後期)「さかど 男女共同参画プラン」 を策定
2008 (平 20)		めの行動指針」策定 ・「パートタイム労働法」 改正	・埼玉県女性キャリアセ ンター開設	
2009 (平 21)		・「育児・介護休業法」改正	・「配偶者等からの暴力 防止及び被害者支援基 本計画」改正	
2010 (平 22)	・第 54 回国連婦人の地位 委員会(北京+15)(ニ ューヨーク)	・「男女共同参画基本計画 (第3次)」策定		・男女共同参画に関する 市民意識調査を実施
2011 (平 23)	・ジェンダー平等と女性 のエンパワメントを設 立			
2012 (平 24)		・「女性の活躍による経済 活性化行動計画」策定	・産業労働部ウーマノミ クス課を設置 ・「埼玉県男女共同参画 基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力 防止及び被害者支援基 本計画」改正	・第3次坂戸市男女共同 参画基本計画(前期) 「さかど男女共同参画 プラン」を策定
2013 (平 25)		・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等 に関する法律」施行		
2014 (平 26)	・第 58 回国連婦人の地位 委員会「自然災害にお けるジェンダー平等と 女性のエンパワーメン ト」を採択			
2015 (平 27)	・「持続可能な開発のため の 2030 アジェンダ」 (SDGs)採択	・「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性活躍推進法」公布・施行		・男女共生課を人権推進 課と統合 ・男女共同参画に関する 市民意識調査を実施
2016 (平 28)				
2017 (平 29)			・「埼玉県男女共同参画 基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力 防止及び被害者支援基 本計画(第4次)」策 定	・第3次坂戸市男女共同 参画基本計画(後期) 「さかど男女共同参画 プラン」を策定
2018 (平 30)		・「政治分野における男女 共同参画の推進に関す る法律」公布・施行 ・「働き方改革関連法」公 布		



第5章

年	世界的な動き	全国的な動き	埼玉県の動き	坂戸市の動き
2019		・「女性活躍推進法」改正		
(平31/		・「SDGs実施指針改定		
令元)		版」策定		
2020 (令 2)	・国連「北京+25」記念 会合(第64回国連女性 の地位委員会(ニュー ョーク))	・「第5次男女共同参画基 本計画」策定		・男女共同参画に関する 市民意識調査を実施・「坂戸市パートナーシップ宣誓制度」を開始
2021 (令 3)		・「政治分野における男女 共同参画の推進に関す る法律」改正		
2022 (令 4)			・「埼玉県男女共同参画 基本計画」策定予定 ・「配偶者等からの暴力 防止及び被害者支援基 本計画 (第5次)」策 定予定	・第4次坂戸市男女共同 参画基本計画(前期) 「さかど男女共同参画 プラン」を策定





第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)

さかど男女共同参画プラン

(令和4年度~令和8年度)

令和4年3月発行

発 行 坂戸市

編 集 坂戸市 総務部 人権推進課

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田1-1-22 (坂戸市勤労女性センター内)

TEL 049-281-3595

URL https://www.city.sakado.lg.jp/









